

# マイナンバー紐付けの推進



令和3年5月19日

総務省自治税務局固定資産税課

1. マイナンバー紐付け推進の必要性

2. 整理すべき点と  
地方団体向けアンケート調査項目(案)

#### 4. 対応方策の検討と今後の方向性

##### (1) 死亡の事実の把握と相続人調査に関する課題への対応方策

###### 【検討Ⅰ】住基ネットを活用した死亡の事実の把握

###### (検討内容)

住民登録外者について、住基ネットに照会し、死亡情報を取得する方法について、全国的に活用を進めることはできないか。

###### (委員からの主な意見)

- 住基ネット活用のためには、課税台帳へのマイナンバー付番を進める必要があるが、マイナンバー付番にあたっての実務や課題点を整理する必要があるのではないか。

###### (対応の方向性)

- 活用の前提としてマイナンバーの付番が必要であるが、現状では、特に住民登録外者については、登記簿に住所・氏名の2情報しか記載されていない、住所についても住民票上の住所と一致しているとは限らない等の理由から付番が進んでいない。
- 今後は、マイナンバー付番にあたっての課題や、手順・方法・留意点等を整理した上で付番を進め、住基ネットを活用した本人確認情報の最新化を積極的に進めるべきである。

# 固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けについて

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（抄）

令和2年12月11日  
マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善  
ワーキンググループ報告

## 2.5 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討

### 【現状】

土地に関する各種台帳等（不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等）の情報連携等が課題となっている。

### 【取組方針】

#### ① 土地に関する各種台帳等の情報連携の高度化

土地に関する各種台帳等（不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等）の情報連携を実現するため、まずは不動産登記情報と固定資産課税台帳の連携に向けた不動産番号の活用方策を検討し、2020年度中に方向性について結論を得る。

#### ② 固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐づけの推進

固定資産の適正な課税のため、各課税庁における固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐づけを推進する。そのため、まずは固定資産課税台帳とマイナンバーの紐づけに当たって現状を調査・分析し、その結果を踏まえて必要な措置の検討を行う。

#### ③ 相続登記等の申請の義務化

相続登記や住所等の変更登記の申請を義務化する不動産登記法等の改正法案を、2021年通常国会に提出することを目指す。

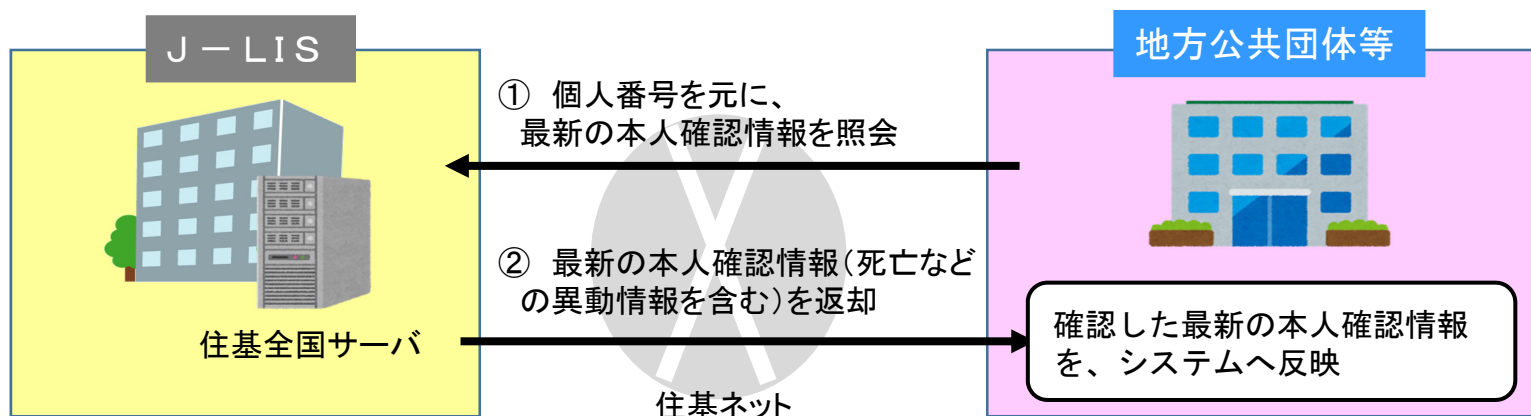
－工程表－

2.5 (課題②) 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討						
	2020年度 (令和2年度) 1～3月	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
土地に関する各種台帳等の情報連携の高度化	方向性の検討	検討結果を踏まえ必要な措置を講じる				
固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐づけの推進		現状調査・分析	必要な措置の検討を行う			
相続登記等の申請の義務化	法案の提出	施行準備・順次施行				

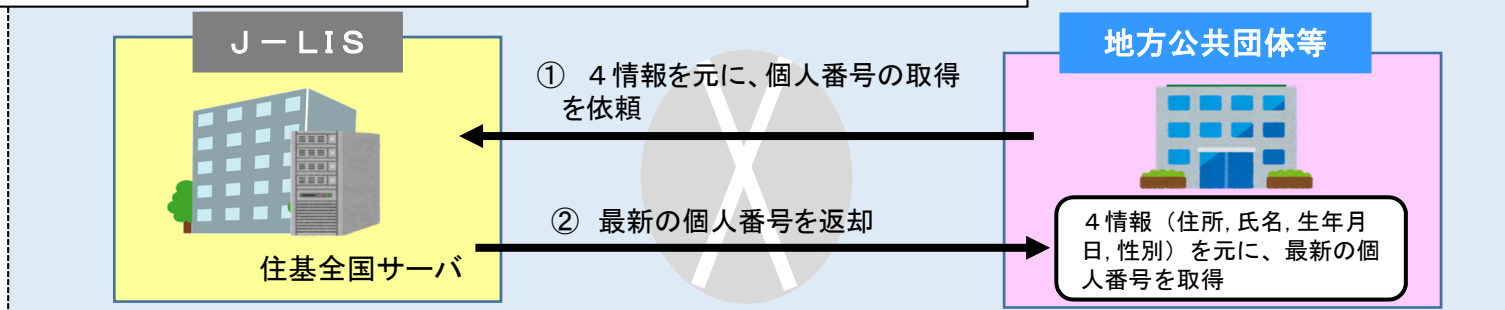
## 住基ネットを活用した死亡の事実の把握

- 「現に所有している者」を調査・特定し、適正な課税を行う前提として、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが重要。
- 納税義務者の住所地が課税庁と同一の場合には住基情報との連携等により死亡の事実を把握できるが、住所地が課税庁と異なる団体の場合、その手段が限られている。
- こうしたケースについても、住基ネットを用いて照会を行うことにより、死亡情報を含む最新の本人確認情報を取得することが可能。
- 照会にあたっては、マイナンバーが必要であるが、住基ネットによりマイナンバーを取得することも可能。

### 【住基ネットを活用した本人確認情報の最新化】



#### ※ 住基ネットによる本人確認情報の初期突合（マイナンバーの取得）



令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について  
(令和3年1月20日付け総務省自治税務局事務連絡抜粋)

## 第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

- (3) 所有者不明土地に係る固定資産税の課税上の課題については、令和2年度税制改正において、現に所有している者の申告の制度化について措置を講じたところであるが、固定資産税の適正な課税のためには、まずは、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが重要である。そのためには、現に所有している者の申告制度を活用することに加え、住民基本台帳との連携を図ることが有効であり、特に把握が困難である住所地が課税団体と異なる納税義務者についても、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて照会を行うことにより、死亡情報を含む最新の本人確認情報を把握することが可能であることから、適切に活用されたいこと。なお、照会にあたっては、マイナンバーが必要となることから、固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けを進められたいこと。

1. マイナンバー紐付け推進の必要性

2. 地方団体向けアンケート調査項目(案)

## 地方団体向けアンケート項目（案）

### 調査項目（案）

- ① マイナンバー付番・紐付けの状況
  - ・ 住民である納税義務者について、住民記録システム以外での付番・紐付け状況
  - ・ 住民以外（住登外）である納税義務者について、付番・紐付け状況
- ② マイナンバー付番・紐付けにあたっての課題・障害
- ③ マイナンバーの効率的な付番・紐付けのための工夫
- ④ マイナンバーの付番・紐付けにあたっての国等への要望・提案
- ⑤ マイナンバーの活用状況
- ⑥ マイナンバーの活用にあたっての国等への要望・提案

⇒ アンケート結果等を踏まえ、以下の事項について整理するとともに、考えられる更なる活用策・制度的手当等について議論（第3回・第4回WG）

- ・ マイナンバー付番・紐付けにあたっての課題と対応策
- ・ マイナンバー付番・紐付けの手順・留意点
- ・ マイナンバーの効果的な活用方法